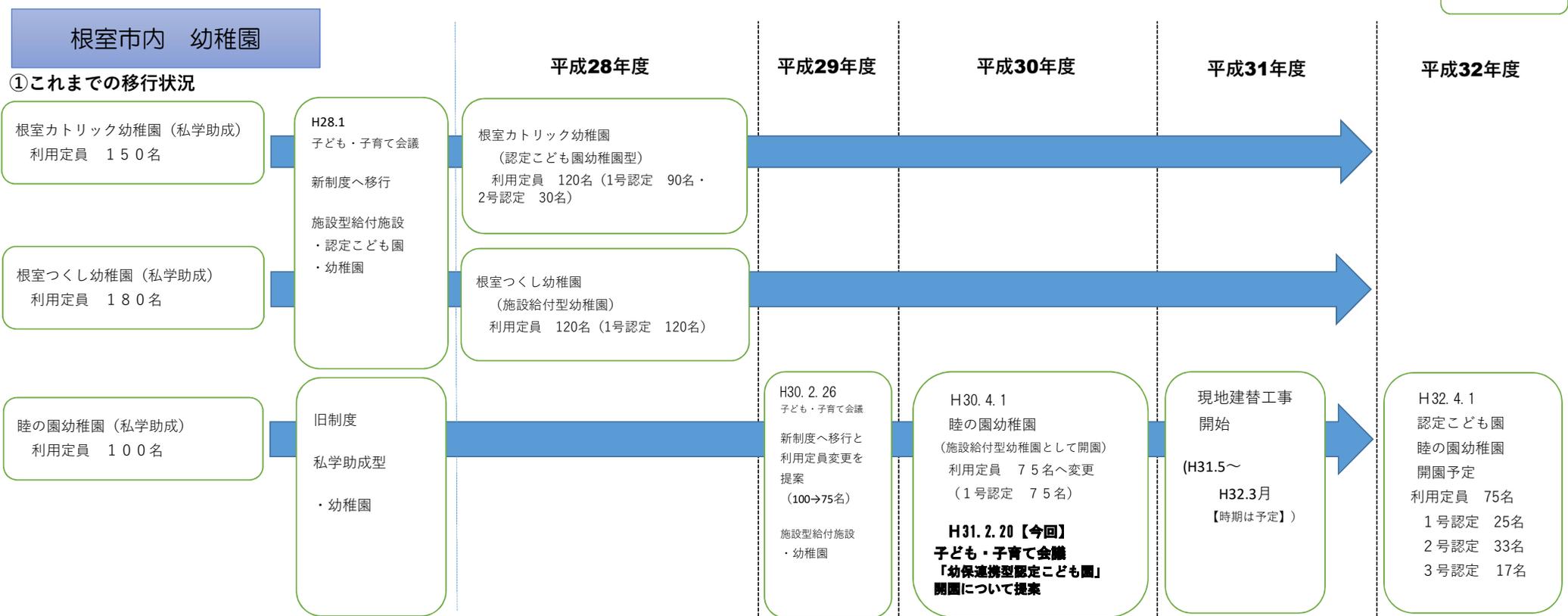


# 「幼保連携型認定こども園」への移行について



## ②幼保連携型認定こども園とは

- 学校（幼稚園）及び児童福祉施設（保育所）の双方の位置づけを有する単一の施設
- 〈学級編成・職員配置基準〉
  - 満3歳以上の子どもの教育時間は学級を編成し、専任の保育教諭を1人は位置
  - 職員配置基準は、4・5歳児 30：1、3歳児 20：1、1・2歳児 6：1、乳児 3：1
- 〈園庭（屋外遊戯場、運動場）の設置〉
  - 園庭は同一敷地内または隣接地に必置
- 〈食事の提供、調理室の設置〉
  - 提供範囲は、保育認定を受ける2号・3号認定子ども（1号認定子どもへの提供は園の判断）
  - 原則自園調理

## ③市立ほうりん保育所閉所に伴う平成32年度 0歳～2歳児 定員及び利用想定数

「根室市適正配置計画」に基づく平成32年度の0～2歳児利用想定数	定員（名）	利用想定数（名）	入所率想定（％）
	105	102	97.14
「認定こども園 睦の園幼稚園」が平成32年度開園により・・・	122	102	83.61

